

日野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
高幡不動駅周辺地区

令和8年2月
東京都公安委員会

日野市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「高幡不動駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、日野市バリアフリー基本構想に即して、高幡不動駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	市道 P58 号線		高幡 864 番から 高幡 864 番まで	京王電鉄 京王線 高幡不動駅	たんぼぼたかはたセンター
2	市道 P59-8 号線		高幡 864 番から 高幡 864 番まで		
3	市道 P59-8 号線		新井 3 丁目 13 番から 大字新井 924 番まで		
4	市道 P62 号線		新井 3 丁目 13 番から 新井 3 丁目 12 番まで		
5	市道 C75-3 号線		万願寺 294 番から 新井 3 丁目 9 番まで		
6	市道 P59 号線		高幡 408 番から 大字新井 924 番まで		潤徳小学校
7	市道 P58-1 号線		高幡 864 番から 高幡 864 番まで		
8	市道 P58-1 号線		高幡 864 番から 高幡 566 番まで		
9	市道 P58-1 号線		高幡 628 番から 高幡 864 番まで		
10	市道 P59-5 号線		高幡 629 番から 高幡 629 番まで		たんぼぼたかはたセンター
11	市道 P59-1 号線		高幡 528 番から 高幡 190 番まで		
12	幹線市道 II-8 号線		高幡 203 番から 高幡 526 番まで		
13	市道 P60 号線		高幡 327 番から 高幡 339 番まで		
14	一般都道相模原立川線	多摩モノレール通り	高幡 318 番から 高幡 1011 番まで		福祉支援センター
15	幹線市道 II-8 号線		高幡 1033 番から 高幡 209 番まで		京王高幡 SC 七生支所

16	幹線市道Ⅱ-63号線	高幡不動通り	高幡3番から 高幡1008番まで	京王電鉄 京王線 高幡不動駅	京王高幡SC七生支所
17	幹線市道Ⅱ-63号線	高幡不動通り	高幡1000番から 高幡3番まで		京王高幡SC七生支所
18	幹線市道Ⅱ-63号線		高幡1008番から 高幡59番まで		食品の店おおた高幡不 動店
19	市道P94号線	高幡不動通り	高幡99番から 高幡24番まで		京王高幡SC七生支所
20	市道P56号線		高幡20番から 高幡2番まで		京王高幡SC七生支所
21	市道P56-3号線		高幡2番から 高幡3番まで		
22	幹線市道Ⅱ-9号線	高幡不動通り	高幡3番から 高幡1番まで		
23	主要地方道稲城日野線	川崎街道	高幡1番から 高幡714番まで		高幡不動尊
24	主要地方道稲城日野線	川崎街道	高幡591番から 高幡2番まで		高幡不動尊
25	一般都道相模原立川線	多摩モノレ ール通り	高幡1009番から 三沢53番まで		高幡図書館
26	市道N1号線		三沢701番から 三沢50番まで		七生公会堂
27	市道P100号線		高幡53番から 高幡709番まで		食品の店おおた高幡不 動店、日野高幡郵便局

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車行為の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施</p>	<p>令和7～13年度 (継続的に実施)</p>

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

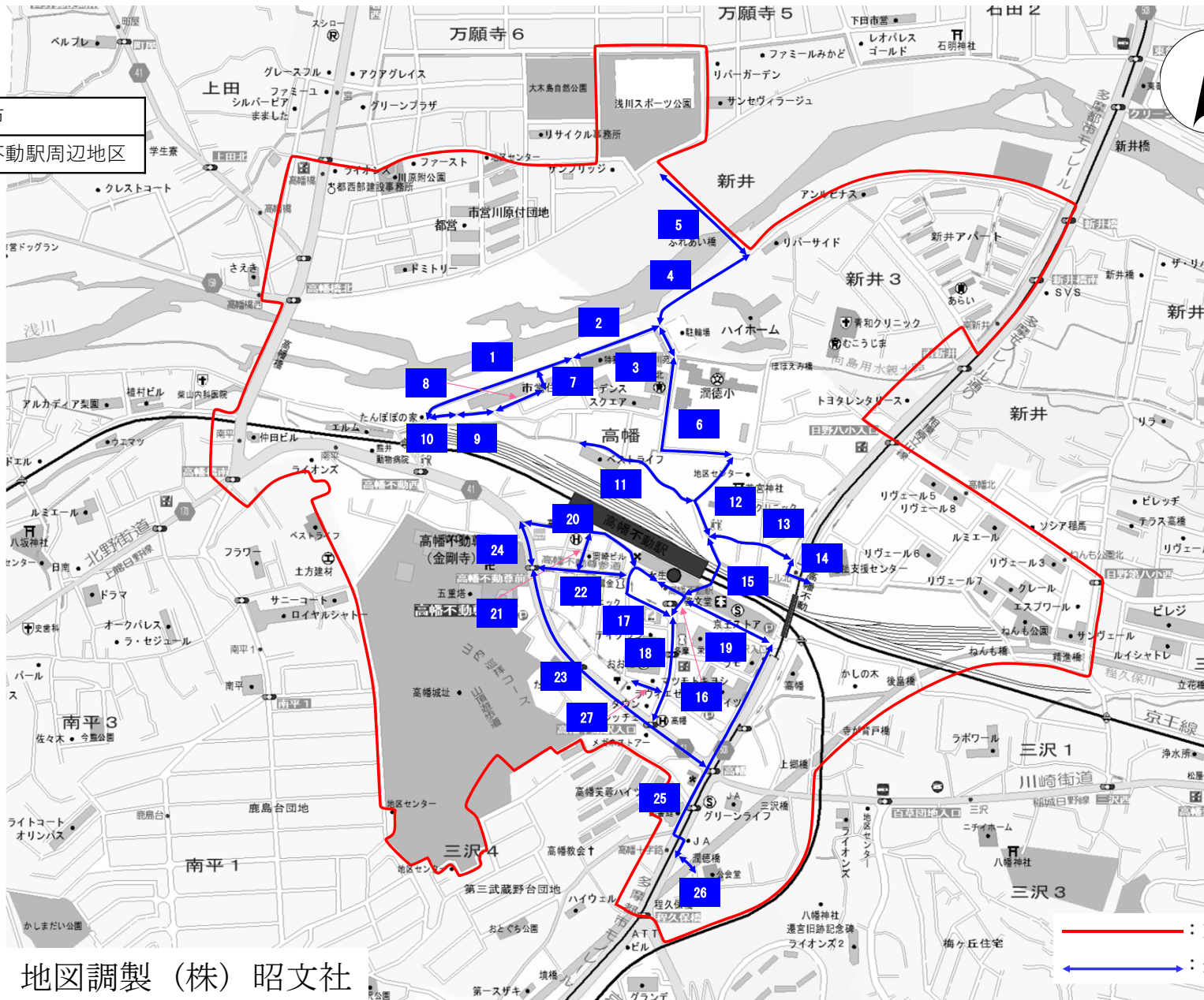
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	日野市
重点整備地区名	高幡不動駅周辺地区



— : 重点整備地区
 ⇄ : 道路の区間 (生活関連経路)

地図調製 (株) 昭文社